

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（質疑応答）

Q 1 令和元年10月以前に現地に着手しているが、対象となるのか？

A 1 対象とはなりません。令和元年10月1日以降に入札公告又は指名通知をした工事が対象となります。

Q 2 本運用の対象外となる工事とは、どのような工事か？

A 2 対象外となる工事は、運用基準「1. 対象工事」に該当しない工事となります。例としては、土木工事標準積算基準書（機械編）の諸経費率を適用している工事です。

Q 3 平成29年7月九州北部豪雨および平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事のみが対象となるのか？

A 3 平成29年7月九州北部豪雨および平成30年7月豪雨に伴う工事で、令和元年10月1日以降に朝倉県土整備事務所が入札公告（指名通知）し、特記仕様書等に記載されたものが対象となります。

Q 4 被災地域外からの労働者確保が目的のようであるが、対象労働者のうち近隣在住者も設計変更の対象となるのか？

A 4 今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額（共通仮設費率、現場管理費率により算出）では工事の実施が困難な場合に支出実績を踏まえて実績変更するものです。よって「労働者」は、近隣在住者も含め全ての者が対象となります。

Q 5 事前協議は必ず行わなければならないのか？

A 5 事前協議を行わずに労働者確保を行うと設計変更の対象とならない場合がありますので、必ず工事打合せ簿で行って下さい。

Q 6 現場代理人、主任技術者（監理技術者）は対象となるのか？

A 6 元請企業、下請企業に関わらず、下記に該当する者は「労働者」とならないため、「設計変更対象費（積上げ）」の対象となりません。

- ・現場代理人
- ・主任技術者又は監理技術者
- ・技術関係者（施工計画書の中の現場組織票に記載されている技術関係者）
- ・夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等

Q 7 交通誘導警備員も対象となるのか？

A 7 対象となります。

Q 8 借上費には、アパート等の敷金、礼金も含むのか？

A 8 含みます。但し、敷金については退去時に返金された場合は、最終的に支払った額を対象とします。証明書類の提出までに返金される額が確定しない場合は、計上できません。

Q 9 一軒家の購入費用は対象となるのか？また、受注会社（下請け）が仮設宿舎を建設した場合は実績変更の対象となるのか？

A 9 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」で対象としているのは、営繕費の労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用のうちの借上費及び宿泊費であるため、購入費は対象外となります。また、宿舎建設費用についても対象外となります。

Q 10 アパート等で使用する電化製品等のリース及び買い取り費用は対象となるのか？

A 10 これらは通常、賃金で賄うことから対象外となります。

Q 11 アパート等で使用する水道・電気・ガス・駐車場代は対象となるのか？

A 11 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の借上費で対象としているのは、土地・建物の借上げに要する費用となります。したがって、駐車場代は土地の借上げ費として対象となります。また、水道・電気・ガスについても、建物等に居住するうえでの必要最低限のものであるため対象となります。

Q 12 宿泊費の人数等の確認はどのようにするのか？また、労働者が対象工事に従事していたかどうかの確認はどのようにするのか？

A 12 受注者から提出される確認書類（宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等）により人数及び対象工事に従事していたかどうかを確認します。確認書類により対象工事への従事が確認できなかった場合は、実績変更の対象となりません。

Q 13 宿泊費には上限があるのか？

A 13 宿泊費には6,700円（税抜き）の上限値を設定しています。この額を超える場合は、事前に妥当性を証明する資料を整理し、発注者との協議をお願いします。

Q 14 宿泊施設に朝食・夕食付で宿泊した場合、領収書に食事代が含まれるが、取扱いはどのようにするのか？

A 14 通常の食事代は賃金で賄うものとなるため、「労働者確保に要する間接費」の対象外となります。食事付の場合は、宿泊費と食事費を分けた領収書の発行を宿泊施設に依頼してく

ださい。宿泊費のみの場合は、宿泊施設からの領収書に食事が含まれていないことを記載するよう依頼して下さい。

Q15 労働者送迎費の確認方法については、どのようにするのか？

A15 日時、発着場所、燃料消費量、使用者車種等が記載された運転日報（集計表等）と領収書で確認します。

Q16 労働者送迎費には、高速料金も請求できるのか？

A16 対象となります。

Q17 労働者を宿泊地から現場まで送迎するレンタカーの費用は労働者送迎費の対象となるのか？

A17 通勤等に要する費用の対象となります。

Q18 赴任手当帰省旅費については、旅行先の分かる領収書での確認となるのか？

A18 赴任手当帰省旅費については、旅行先（発着地）の分かる領収書での確認となります。また、マイクロバス等で帰省した場合は、運転手賃金、車両損料、燃料費等で算出したもので確認を行います。

Q19 帰省旅費については、請求できる頻度は決まっているのか？

A19 現時点では、頻度の規定をしていないので、頻度にかかわらず受注者が帰省費用を支払っているのであれば対象となります。社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定することとなります。

Q20 早出、残業時の食事費については、全て対象になるのか？

A20 早出、残業時の食事費については、当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている場合、または、受注者、発注者協議において、所定労働時間外の作業を実施する場合において、受注者が通常の食事とは別に食事を支給したものが対象となりますので、事前に受発注者協議をお願いします。

Q21 各種証明書類（領収書等）について、原本を提出となっているが、原本が提出できないものはどうすればいいのか？

A21 会社の会計上、必要な書類等については、原本及びコピーを提出し、証明書類の確認後に原本を返却します。また、個人情報が含まれるものについては、一覧表を作成・提出していただき、給与台帳・銀行の受付印のある給与振込依頼書類等との照合後、返却いたします。

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更イメージ

■元請 : A社(主任技術者A、現場代理人B、普通作業員C、D)

■下請け : B社(普通作業員E、F、G、H、I、J、K)、交通誘導員

○変更対象(下図の①～⑦)

費目	費用	内容	
共通仮設費	当繕費	①借上費	・敷金(最終支払額)、礼金含む。 ・駐車場代、水道代、ガス代、電気代含む。
		②宿泊費	・朝食、夕食含まない。
		③労働者送迎費	・運転手賃金、車両損料、燃料費含む。 (会社から現場間の送迎費)
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	④赴任手当、⑤帰省旅費、⑥帰省手当
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	⑦通勤費 (宿舎から現場間の移動にかかる費用)

